

# 原動機付自転車の登録・廃車手続きについて

## 【登録】

区分		必要なもの	販売証明書又は廃車証明書がない場合
<b>特定小型原動機付自転車</b> (定格出力 600w以下、長さ 1.9m以下、幅 0.6m以下、最高速度 20km/h以下のもの)		・軽自動車税(種別割)申告書兼標識交付申請書 ・販売証明書又は廃車証明書 ・身分確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)	以下の3点をご用意の上、詳細は下記にお問い合わせください。 ①「車体全体の写真」 ②「車名と型式が記載された性能等確認シールが鮮明に読み取れる写真」または、「型式認定番号標が鮮明に読み取れる写真」 ③「車体番号が鮮明にわかる写真」 写真はいずれも現像してご持参ください。
<b>一般原動機付自転車</b> (排気量 125cc 以下、又は定格出力 1000w 以下のもの)			車体番号が鮮明にわかる石摺り(難しい場合は車体番号の部分の現像した写真)が必要になります。
<b>ミニカー</b> (3輪以上で排気量 50cc 以下、又は定格出力 250w~600w のもの)			※ただし、ミニカーで石刷り登録の場合は、輪距のわかる写真等が必要です
小型特殊自動車	フォークリフト 農耕用トラクター		

※希望ナンバー制度はありません。

※同一所有者による同一車体の登録と廃車を同日に行うことは出来ません。

※申告の届出者が所有者と異なる場合、委任状等は不要ですが、所有者の住所、氏名、生年月日、電話番号を正しく記載する必要があります。

## 【廃車】

区分		必要なもの	備考
<b>特定小型原動機付自転車</b> (定格出力 600w以下、長さ 1.9m以下、幅 0.6m以下、最高速度 20km/h以下のもの)		・軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書 ・標識 ・標識交付証明書 ・身分確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)	標識交付証明書については、紛失等で手元にない場合は、下記連絡先にご連絡ください。
<b>一般原動機付自転車</b> (排気量 125cc 以下、又は定格出力 1000w 以下のもの)			※原付・小型特殊自動車の廃車手続き(ナンバープレートの返却手続き)ができるのは、車両を手放す場合(譲渡、処分)や、沼津市から転出した場合です。しばらく乗らないからという理由で一時的に登録を抹消することはできません。車両を所有している限り課税対象となります。
<b>ミニカー</b> (3輪以上で排気量 50cc 以下、又は定格出力 250w~600w のもの)			
小型特殊自動車	フォークリフト 農耕用トラクター		

※申告の届出者が所有者と異なる場合、委任状等は不要ですが、所有者の住所、氏名、生年月日、電話番号を正しく記載する必要があります。

問い合わせ

市民税課 法人・諸税係 TEL : 055-934-4734